

徳島県規則第五十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号を次のように改める。

九 進学・就職準備給付金決定調書

第二十一条の見出しを「（進学・就職準備給付金）」に改め、同条第二項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

「4 就労自立給付金振込先

金融機関名

支店名

_____支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記号

□□□□□

（ゆうちょ銀行のみ記入してください）

様式第三十六号中

預金種類

☐ 普通預金 ☐ 当座預金
（該当する□にレ印を記入してください。）

口座番号

□□□□□□□□

（右に詰めて記入してください。）

（フリガナ）

口座名義人

。） 「4 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください。）

を ☐ 利用する ☐ 利用しない 」

）

」
改め、同様式の注を次のように改める。

注 上記の「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記の「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途申し出てください。
様式第三十八号を次のように改める。

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

総合県民局長・東部保健福祉局長 殿

申請者（進学する者又は就職する者）

住所又は居所

氏名

個人番号

次のとおり、進学・就職準備給付金の支給について関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職先（大学等名、会社名等） _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にレ印を記入してください。）
☐ 進学・就職前の住居と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 添付書類
- 7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）
公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない
（「利用しない」を選択した場合は、振込先を記入してください。）

金融機関名 _____

支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記号 （ゆうちょ銀行のみ記入してください。）

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
（該当する□にレ印を記入してください。）

口座番号 （右に詰めて記入してください。）

（フリガナ）
口座名義人 _____

注 公金受取口座を利用しない場合は、上に記入した振込先を確認できる書類を添付してください。

様式第三十九号を次のように改める。

第 年 月 日 号

殿

総合県民局長・東部保健福祉局長 印

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた生活保護法による進学・就職準備給付金については、次のとおり決定しました。

- 1 支給の可否
☐ 支給
☐ 不支給
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合の支給額
- 3 進学・就職準備給付金の支給日及び支給方法
- 4 不支給の場合の理由
- 5 この通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、徳島県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学・就職準備給付金は、所得税及び個人住民税は課税されず、国税及び地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第四十二号中「ひら」を「ひら」、「こ」「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。